

宜野湾市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年7月28日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 山 城 康 弘

監 査 の 種 類 令和5年度第2期定期監査

措置を講じた部等 上下水道局
・ 総務企画課
・ 水道施設課

監 査 の 期 間 令和5年6月1日から令和5年7月6日まで

監査の結果及び措置の内容

○総務企画課

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
上下水道局庁舎空調機保守点検業務について	市上下水道事業契約事務規程第22条に定める限度額を超えているにも関わらず随意契約で締結している。適正な事務処理に努められたい。	今後は宜野湾市上下水道事業契約事務規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。
電磁式メーター（Φ100mm）購入について	市上下水道事業契約事務規程第22条に定める限度額を超えているにも関わらず随意契約で締結している。適正な事務処理に努められたい。	今後は宜野湾市上下水道事業契約事務規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。

○水道施設課

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
ソフトウェア購入について	当該契約について、約款に定められた通知がなされていない。適正な事務処理に努められたい。	今後は契約約款に則り、適正な事務処理に努めてまいります。